

平成30年度入札契約制度について

富士市が発注する建設工事等の入札契約制度について、平成30年4月から実施する入札契約制度の適正化に向けての制度改善等についてお知らせします。

1. 社会保険等未加入業者の取り扱いについて

建設産業において若年入職者の減少等が問題となっており、その一因として社会保険等の未加入業者が多いことが挙げられていることからその対策として、平成30・31年度の建設工事の競争入札参加資格審査から社会保険等の加入を資格要件としています。

なお、一次下請けについての社会保険等未加入業者対策として、平成29年4月以降に発注する建設工事から社会保険等未加入の建設業許可業者との一次下請け契約を禁止していますので、御理解・御協力の程、よろしく申し上げます。

社会保険等未加入業者の取り扱いについて

《ウェブサイト「トップページ」> 産業・事業者 > 建設工事・建設関連業務委託 > 社会保険等未加入業者の取り扱いについて》

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0202/rn201a0000007sbx.html>

建設工事の下請契約における社会保険等未加入業者対策について

《ウェブサイト「トップページ」> 産業・事業者 > 建設工事・建設関連業務委託 > 建設工事の下請契約における社会保険等未加入業者対策について》

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0202/rn201a000000stoh.html>

2. 技術者等の途中交代について

技術者等の工期途中での交代について、交代前後において技術力が同等以上に確保されること、工事の継続性・品質確保に支障がないことなどを前提として、本人の死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合等の交代を認める条件を明示します。

《ウェブサイト「トップページ」> 産業・事業者 > 建設工事・建設関連業務委託 > 建設工事における技術者等の途中交代について》

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0202/rn201a000001edbu.html>

3. ゼロ債務負担行為の活用による工事発注・施工時期の平準化について

公共工事の発注・施工時期の平準化により、地域の担い手となる建設業者の経営の効率化及び安定化、公共工事の品質確保を図ることを目的に、ゼロ債務負担行為の活用した取り組みを行います。

今後とも、引き続き工事発注・施工時期の平準化に努めてまいります。

(平成 29 年度内にゼロ債務負担行為の活用による 18 件の発注を実施)

《ウェブサイト「トップページ」> 産業・事業者 > 建設工事・建設関連業務委託 > ゼロ債務負担行為の活用による工事発注・施工時期の平準化について》

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0202/rn201a000001ecgd.html>

4. 等級格付に用いる主観的事項の評価項目の変更について (平成 31 年度格付けから適用)

建設工事の適正な履行の確保を図るとともに、事業者の技術力等の向上や社会的貢献への意欲を高めるため、格付 4 業種 (土木一式、建築一式、電気、管) の総合数値は、経審の総合評定値 (P 点) に主観点数を加えています。平成 31 年度の格付けから評価項目を追加するとともに、既設評価項目の一部見直しを行います。

- ・ ISO9001 の取得状況が ISO9001 を取得している場合に 5 点となります。
- ・ ISO14001 及びエコアクション 21 の取得状況が ISO14001 又はエコアクション 21 を取得している場合に 5 点となります。
- ・ 安全教育等の取組状況の評価を追加します。(受講実績に応じて最大 10 点)
- ・ 暴力団等排除の取組状況の評価を追加します。(受講実績がある場合 10 点)
- ・ 社会的貢献活動の加点項目の増加に伴い、社会的貢献活動の評点上限を 70 点に引き上げます。

《ウェブサイト「トップページ」> 産業・事業者 > 建設工事・建設関連業務委託 > 等級格付に用いる主観的事項の評価項目の変更について (平成 31 年度格付けから適用) 》

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0202/fmervo000001h3mn.html>

5. 等級格付の格付け期間の変更について (平成 32 年度格付けから適用)

格付 4 業種 (土木一式、建築一式、電気、管) の格付けは、年度ごとに実施しております。平成 31 年度についてもこれまでどおり格付けを行います。格付算定資料等の提出にかかる負担等を考慮し、平成 32 年度の格付けから有効期間を 2 年として、格付けを隔年度の実施に変更し、入札参加登録の申請に併せて行うものとします。

《ウェブサイト「トップページ」> 産業・事業者 > 建設工事・建設関連業務委託 > 等級格付の格付け期間の変更について (平成 32 年度格付けから適用) 》

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0202/rn201a000001g0w2.html>

6. 設計図書等に関する質疑の取扱いの変更について

これまで設計図書等に関する質疑を受付け回答するときは、契約検査課窓口で質疑書を受付け、ファックスを利用して回答を行ってきましたが、電子入札システム更新に伴い平成 30 年 4 月 1 日以降に発注する建設工事及び建設関連業務委託から、電子入札システムの機能を利用して質疑の受付け、回答を行うものとしします。

設計図書等に関する質疑の取扱いの変更について

《ウェブサイト「トップページ > 産業・事業者 > 建設工事・建設関連業務委託 > 設計図書等に関する質疑の取扱いの変更について」》

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0202/rn201a000001fxml.html>